

平成 29 年 2 月 14 日

各 位

会社名 株式会社 TRUCK-ONE
代表者名 代表取締役社長 小川 雄也
(コード番号 3047 福証 Q-Board)
問合せ先 常務取締役管理本部長 福谷 良昭
(TEL. 0833-44-1100)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 3 月 24 日開催予定の第 27 期定時株主総会（以下、同株主総会）に、監査等委員会設置会社への移行を目的とした定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本件に伴う役員体制につきましては、本日付けの「監査等委員会設置会社移行後の役員の異動に関するお知らせ」にて別途開示しておりますので、ご参照願います。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は、取締役会の監督機能強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図り、更なる企業価値の向上を目的として、監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行するものです。

(2) 移行の時期

平成 29 年 3 月 24 日開催予定の同株主総会において会社法上必要とされる定款変更に関する議案につき承認をいただき、当該株主総会の締結時をもって監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

監査等委員会設置会社への移行に伴い、必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、並びに監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

定款の変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 29 年 3 月 24 日
定款変更の効力発生日 平成 29 年 3 月 24 日

以 上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(機 関)</p> <p>第 5 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第 6 条～第 17 条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は、8 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (省 略)</p> <p>3. (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(機 関)</p> <p>第 5 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第 6 条～第 17 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、8 名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役と区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. <u>当社は、会社法第 329 条第 3 項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第 20 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された <u>監査等委員でない</u> 取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>3. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>4. <u>退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員であ</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 21 条～第 22 条 (省 略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第 24 条 (省 略)</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 25 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>2. (省 略)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 26 条 (省 略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利</p>	<p><u>る取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 21 条～第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査等委員である<u>取締役</u>に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査等委員である取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 25 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 26 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除) 第 28 条 (省 略) 第 5 章 <u>監査役</u> (員数)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第 29 条 (現行どおり) 第 5 章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>第 29 条 <u>当会社の監査役は、3名以内とする。</u> (選任方法)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 30 条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (任期)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 31 条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> (報酬等)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 32 条 <u>監査役報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> (監査役の責任免除)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 33 条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> 2. <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> (新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(監査等委員会の権限) 第 30 条 <u>監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のため必要な権限を行使する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第 31 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、監査等委員会の日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員会は、監査等委員全員の同意がある時は、招集手続きを経ることなく開催することができる。</u></p>
(新 設)	<p>(常勤監査等委員)</p> <p>第 32 条 <u>監査等委員はその決議により、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新 設)	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第 33 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会に置いて定める監査等委員会規程による。</u></p>
第 6 章 会計監査人	第 6 章 会計監査人
第 34 条～第 35 条 (省 略) (会計監査人の報酬等)	第 34 条～第 35 条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等)
第 36 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役の同意を得て定める。	第 36 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第 37 条～第 41 条 (省 略)	第 37 条～第 41 条 (現行どおり)
(新 設)	附 則
	<p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第 27 回定時株主総会終結前の監査役(監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 33 条の定めるところによる。</u></p>